

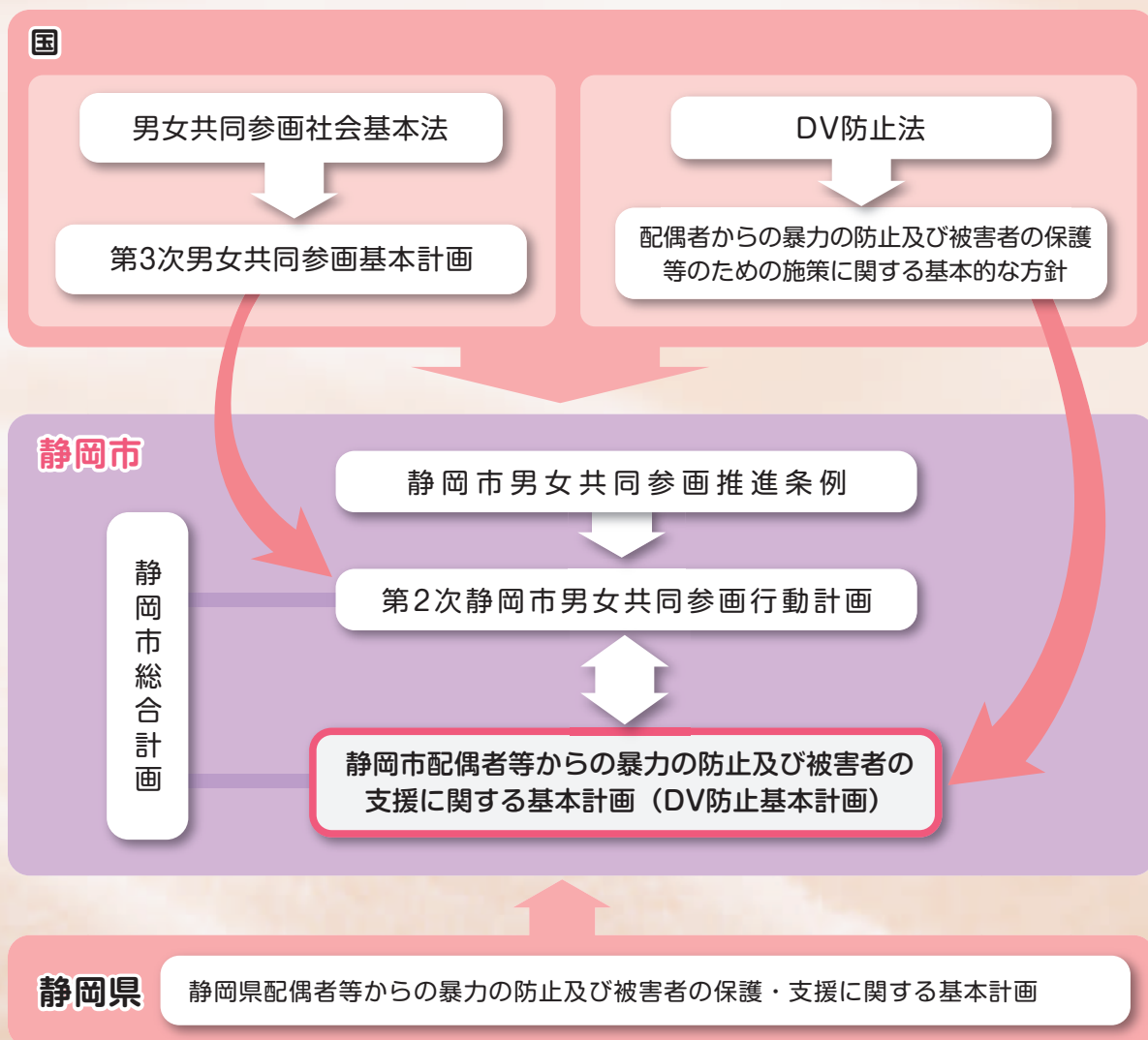
# どんな計画なの？

## 定義

- 配偶者（事実婚・元配偶者も含む。）のほか、交際相手からの暴力も対象とします。
- 暴力は、身体的暴力だけでなく、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力を含みます。

## 計画の位置づけ

- DV防止法第2条の3第3項の規定に基づき策定する「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」です。
- 男女共同参画推進条例第16条の規定に基づく「静岡県男女共同参画行動計画」の施策の基本的方向の「女性に対する暴力の根絶」に位置づけられた取組と整合性を有します。



**計画の期間** 2014年度（平成26年度）から2022年度（平成34年度）までの9年間

**計画の目標** 男女間のあらゆる暴力の根絶